

# 熊本県における福祉有償運送登録要件について

## Q1. 誰が実施できますか？

NPO法人	社会福祉法人
公益法人	医療法人
農業協同組合	商工会議所
消費生活協同組合	商工会

## Q2. 輸送形態は？

上記法人等が、あらかじめ登録した利用者に対して、有償で行うドア・ツー・ドアの個別サービスです。

## Q3. 使用車両は？

乗車定員11人未満の自家用自動車(軽自動車を含む)です。  
 寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車  
 車イス車:車イスの利用者が車イスのまま車内に乗り込むことが可能な自動車で、スロ  
 ープ又はリフト付きの自動車  
 兼用車:ストレッチャーや車イスの双方に対応した自動車  
 回転シート車:回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車  
 セダン型等の一般車両(貨物運送の用に供する自動車を除く。)

## Q4. 運転者の要件は？

以下のいずれかの方が運転者となることができます。  
 普通第二種免許を有しており、その効力が停止されていない方  
 普通第一種免許を有しており、その効力が過去2年以内において停止されておらず、  
 国土交通大臣が認定する講習等を受講している方  
 熊本県内における国土交通大臣認定講習実施機関

熊本外出支援ネットワーク	熊本市西区松尾町上松尾18番1号	TEL:096-329-5549
九州移動支援ネットワーク	熊本市西区松尾町上松尾18番1号	TEL:096-329-5549
つばめタクシー株式会社	人吉市中青井町306-6	TEL:0966-22-5115

## Q5. 損害賠償措置は？

使用車両すべてに、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済(搭乗者傷害を含むものに限る。)に加入します。

## Q6. 利用者から収受する対価(利用料金)は？

(1) 運送の対価(運送サービスの利用に対する料金)  
 タクシー上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね2分の1の範囲内で設定します。  
 ただし、熊本県内においては、車種区分ごとに以下のとおり**上限料金**を定めています。

時間制(単位:円)

	特定大型車	大型車	普通車 (軽含む)
5分ごと	240	230	160

距離制(単位:円)

	特定大型車	大型車	普通車 (軽含む)
1kmごと	190	180	130

(2) 迎車料金(利用者の乗車地点まで迎車する場合に適用する料金)

1kmごと	25	(単位:円)
-------	----	--------

(1)、(2)ともに運送主体によって異なりますので、各運送主体にお尋ねください。